

ID: 744

担当部署: 地域整備課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 他の工作物管理者の工事施行命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 道路法 第21条 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第180号 | | |
| 【基準】 法第21条の規定による。 (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |